

市原市違反広告物除却推進制度実施規則

(目的)

第1条 この規則は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定による違反広告物の除却を市と市民とが協働して実施する違反広告物除却推進制度について必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成と風致の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であつて、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）の規定に違反して表示され、又は設置されたものをいう。
- (2) 簡易除却 法第7条第4項の規定により違反広告物を除却することをいう。

(市原市違反広告物除却推進団体の認定等)

第3条 市長は、違反広告物を定期的に除却する等自主的な協力を申し出た団体で、違反広告物除却の推進に寄与し、かつ、構成員に2人以上の推進員（第6条第1項に規定する市原市違反広告物除却推進員をいう。以下同じ。）を含むものを、市原市違反広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、違反広告物除却推進団体認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる図書等を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 違反広告物除却推進団体構成員名簿（別記第2号様式）
- (2) 除却活動計画書（別記第3号様式）
- (3) 除却活動地域を示す図面
- (4) 除却物の一時保管場所を示す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、団体の構成員が推進員を委嘱されていないときであってもすることができる。この場合において、当該団体の構成員は、申請後速やかに第6条第2項第3号に規定する講習を受け、同項各号に掲げる要件を備えなければならない。

4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、市原市違反広告物除却推進団体認定書（別記第4号様式）を団体に交付するものとする。

5 推進団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、更新することができる。

6 推進団体は、前項ただし書の規定による認定の更新を受けようとするときは、認定期間が満了する日までに申請書により市長に申請しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、第5項ただし書の規定による認定の更新について準用する。

(推進団体の申請内容の変更等)

第4条 推進団体の代表者は、前条第2項又は第6項の規定による申請の内容に変更があるときは、速やかに違反広告物除却推進団体変更届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 推進団体が解散するときは、違反広告物除却推進団体解散届（別記第6号様式。以下「解散届」という。）を市長に提出するものとする。

(認定の取消し等)

第5条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 推進員が2名未満になったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、推進団体として適当でないとき。

(違反広告物除却推進員の委嘱等)

第6条 市長は、次条以下に定めるところにより、次項に規定する者に市原市違反広告物除却推進員を委嘱し、市内の道路、河川、公園その他国及び地方公共団体の管理する施設、場所等における簡易除却であって次に掲げるものを委任するものとする。

(1) 第3条第2項第2号に規定する除却活動計画書に定める簡易除却

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により行う簡易除却であって、あらかじめ推進団体が市長に連絡した日時及び場所で行うもの

2 推進員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 推進団体の構成員であること。

(2) 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する20歳以上の者であること。

(3) 市長が行う簡易除却に関する講習を受けた者又はこれと同等の知識若しくは経験を有すると認められる者であること。

3 この規則の規定に基づく支援のほか、推進員の活動は、無償とする。

(市原市違反広告物除却推進員証等の交付)

第7条 市長は、推進員を委嘱した者に対し、市原市違反広告物除却推進員証（別記第7号様

式)及び腕章(別記第8号様式)を交付するものとする。

(推進員の解任等)

第8条 市長は、推進員に推進員として適当でないと認められる行為があったときは、当該推進員を解任することができる。

2 推進員は、辞任を申し出たとき又はその属する推進団体が認定期間を満了したとき、その認定を取り消されたとき若しくは解散届を提出したときは、解任されたものとみなす。

3 推進員は、前2項の規定により解任されたときは、市原市違反広告物除却推進員証及び腕章を市長に返却しなければならない。

(簡易除却の実施)

第9条 推進員は、簡易除却を実施するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 推進員2人以上で推進団体の活動として行うこと。

(2) 市原市違反広告物除却推進員証を携帯し、腕章を着用すること。

(3) 関係法令及びこの規則の定めに従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 推進団体は、簡易除却をした違反広告物を本市が引き継ぐまでは、あらかじめ定めた場所に一時保管するものとする。

3 推進団体は、簡易除却を実施したときは、違反広告物除却報告書(別記第9号様式)を市長に提出するものとする。

4 推進員は、この規則に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市長による支援等)

第10条 市長は、予算の範囲内で簡易除却に要する用具を推進員に貸与することができる。

2 市長は、推進員に対する情報の提供、講習の実施その他推進員が適正かつ円滑に簡易除却をするため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、この規則に基づく活動を円滑に推進するため、市民、事業者、関係機関等との必要な連携を図るものとする。

(補償)

第11条 市は、簡易除却の活動中の事故による損害等を補償するため、市長が別に定めるところにより損害保険への加入等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、推進団体が行う簡易除却について必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に法第7条第4項の規定による除却を委任されている者及びこれらを構成員とする団体は、この規則の規定により市原市違反広告物除却推進団体に認定され、及び市原市違反広告物除却推進員に委嘱されているものとみなす。この場合において、当該団体の認定及び推進員の委嘱の期間は、当該除却を委任されている期間とする。
- 3 この規則の施行の際、現に前項に規定する団体及び個人に交付された、違反広告物の除却の推進に寄与する団体又は法第7条第4項の規定による除却を委任された個人である旨を示す書面並びに身分証明書及び腕章は、この規則の規定により交付された認定書並びに市原市違反広告物除却推進員証及び腕章とみなす。